

2026年3月23日

投資家の皆様へ

T&Dアセットマネジメント株式会社

「エマージング債券投信(通貨・代替通貨選択型)」の基準価額の下落について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「エマージング債券投信(通貨・代替通貨選択型)」の基準価額の下落につきまして、下記の通りご案内いたします。

今後ともお引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

◆ 「エマージング債券投信(通貨・代替通貨選択型)」の基準価額

コース名	2026年 3月19日 基準価額(円)	2026年 3月23日 基準価額(円)	騰落幅 (円)	騰落率 (%)
金コース(毎月分配型)	8,451	7,859	▲592	▲7.01
金コース(年2回決算型)	17,760	16,513	▲1,247	▲7.02

(騰落率については小数点第3位四捨五入)

◆ 市況情報

	2026年3月18日	2026年3月20日	騰落率 (%)
米ドル建てエマージング国債インデックス (JPモルガン EMBI グローバル・ディバ シファイド)	1,087.17	1,074.58	▲1.16

(小数点第3位四捨五入)

海外の市場については基準価額への反映を考慮し、3月18日(3月19日基準価額)と3月20日(3月23日基準価額)の市況を比較しています。

当該指数はファンドのベンチマークではありません。

	2026年3月18日	2026年3月20日	騰落率 (%)
金価格	4,864.52	4,554.56	▲6.37

(小数点第3位四捨五入)

海外の市場については基準価額への反映を考慮し、3月18日(3月19日基準価額)と3月20日(3月23日基準価額)の市況を比較しています。

金価格はロンドン時間16時の価格(単位は米ドル/トロイオンス)

出所:JPモルガン社、ブルームバーグ

◆ エマージング債券市場の足許の市場動向

中東情勢に対する先行きが見通せない中、ユーロ圏や英国での中央銀行のタカ派姿勢や米国における利下げ期待が消失してきたことから、世界的に債券利回り上昇と株安の動きとなり、米ドル建てエマージング債券市場は下落しました。エマージング債券市場の代表的な指数である JP モルガン EMBI グローバル・ディバーシファイドは下落し、米国債に対するスプレッド(利回り格差)は拡大しました。

◆ 金の足許の市場動向

地政学リスクの高まりや貿易に関する混乱が継続している中、「有事の金買い」需要が一段と増加し、昨年 8 月中旬以降金価格が上昇していましたが、今年の 3 月半ば以降は歴史的に高水準であったことや中東情勢の悪化によるエネルギー価格の上昇、FRB(米連邦準備制度理事会)のタカ派的な発言などから、投資家の利益確定売りなどもあり、金価格は大幅に下落しました。

◆ エマージング債券市場の今後の見通し

エマージング諸国経済にとっては、米国の外交政策などが大きな不確実要素になっています。中東情勢の動向やそれに伴う原油価格の変動についても、今後の経済や市場への影響を注視する必要があります。一方、エマージング債券は様々な国や経済圏から構成されており、一部ではインフレ圧力が落ち着くなどプラスの側面も散見されます。地政学的な不透明感は続いているものの、市場全体としては過去の局面と比べて過度な混乱には至っておらず、今後の分散効果が期待されます。市場のリスク要因として、関税の引き上げなどに伴う米国を中心とした経済の減速、中東・ウクライナ情勢や米中対立といった地政学的な緊張があげられます。こうした投資環境下、個別国の政治・財政要因も注視しながら、ファンダメンタルズ重視の長期投資を推進していく方針です。

以上

- 文中に引用した各インデックス(指数)の商標、著作権、知的財産権およびその他一切の権利は各インデックスの算出元に帰属します。また各インデックスの算出元は、インデックスの内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド
指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPモルガン社に帰属しております。JPモルガン社は、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガン社は指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

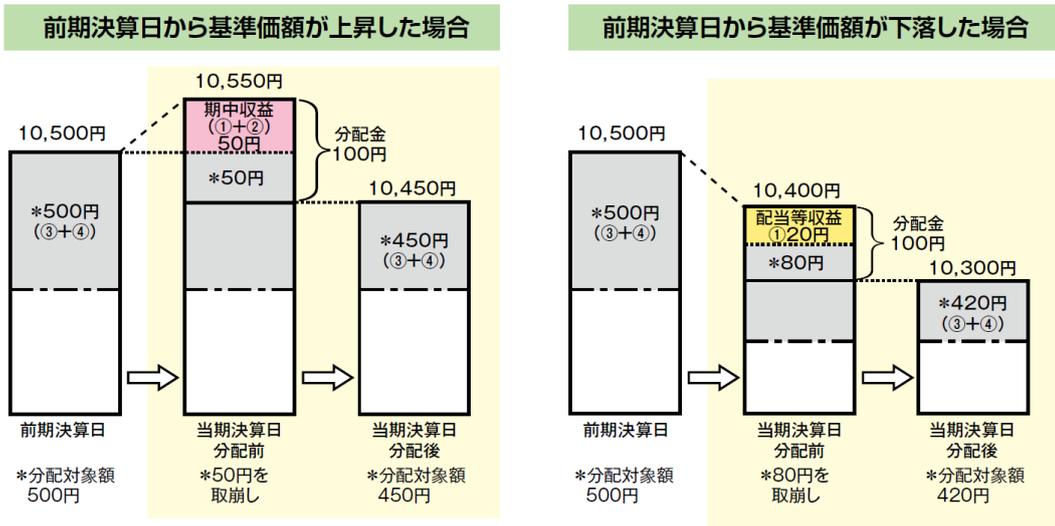
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

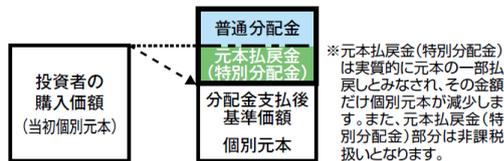


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

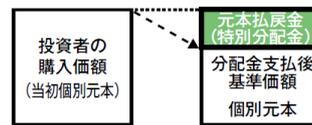
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

当資料はT&Dアセットマネジメントが投資家の皆様への情報提供を目的として作成したものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づいて作成したのですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また投資信託の取得をご希望の場合は、下記のご留意事項を必ずご確認ください、ご自身でご判断ください。

ファンドのお申込みに際してのご留意事項

以下のリスクは、投資信託説明書(交付目論見書)に記載されているリスクを要約したものです。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

◎ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクについて

＜ファンド＞

「債券価格変動リスク」「カントリーリスク」「為替変動リスク」「金価格変動リスク」

※ 基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

○ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

○ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

○大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

○有価証券への投資や為替取引等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手先の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

○為替取引に関する留意点

ファンドにおける為替取引は、主に為替予約取引を活用しますが、通貨取引に対する規制等の理由から、当該通貨での為替予約取引を行うことが難しい一部の新興国通貨については、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用します。NDF取引を用いた為替取引では、通常の為替予約取引と比べ、為替市場、金利市場の影響により、NDFの取引価格から想定される金利(NDF想定金利)が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。その場合、為替取引によるプレミアムの減少や為替取引によるコストの発生により、ファンドのパフォーマンスに影響を与える場合があります。

※NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引とは

- ・投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行う取引をいいます。
- ・新興国通貨等への取引ニーズの高まりと共に、NDF取引が活用されるようになりました。

ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用

◇ 購入時に負担いただく費用

購入時手数料	購入価額に対して 上限 3.3%(税抜 3.0%)
--------	----------------------------------

◇ スイッチング時に負担いただく費用

スイッチング時手数料	購入価額に対して 上限 1.65%(税抜 1.5%)
------------	-----------------------------------

◇ 換金(スイッチングのための換金を含む)時に負担いただく費用

信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。
---------	---

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>毎日、ファンドの純資産総額に下記の率を乗じて得た額</p> <p>ファンド : 年 0.968%(税抜 0.88%)</p> <p>投資対象とする外国投資信託 : 外国投資信託の純資産総額に対し、年 0.75%程度</p> <p>実質的にご負担いただく信託報酬率 : 年 1.718%(税抜 1.63%)程度 (ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、受益者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。)</p>
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、信託財産中から支弁します。 証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。 <p>また、組入外国投資信託において、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。</p> <p>これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>

※ 上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ 詳細につきましては、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をお読みください。

■販売会社の名称等

販売会社	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
野村證券株式会社 金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第 142 号	○	○	○	○

※加入協会に○印を記載しています。